**一般社団法人日本文化人類学会定款（案）**

第１章 総 則

（名称）

第１条 この法人は、一般社団法人日本文化人類学会と称し、英文では、The Japanese Society of Cultural Anthropologyと表示する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、人類の文化を研究する文化人類学、社会人類学、民族学などの発展と普及を図ることを目的とする。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌及び図書などの刊行
2. 研究発表のための会合の開催
3. 国内及び海外の学術団体、学会との連絡・交流
4. 人類の文化を研究する文化人類学、社会人類学、民族学などの調査研究
5. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項第１号の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章 会 員

（会員の構成）

第５条 この法人の会員は、次の４種とする。

1. 通常会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
3. 名誉会員　この法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者

（入会）

第６条　通常会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに通常会員、又は賛助会員となる。

（会費）

第７条 通常会員、又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総代議員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 第７条の義務を４年以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 死亡し、又は解散したとき。

第４章 社 員

第１１条　この法人の社員は、通常会員の互選により選出された５７名以内の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」と称する）上の社員とする。

２　代議員を選出するため、通常会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

　３　代議員は通常会員の中から選ばれることを要する。

　４　第２項の代議員選挙において、すべての通常会員は他の通常会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

　５　第２項の代議員選挙は、２年に一度、１月もしくは２月に実施することとし、代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第２６６条第１項、第２６８条、第２７８条、第２８４条）を提起している場合（一般法人法２７８条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第６３条及び７０条）並びに定款変更（一般法人法第１４６条）についての議決権を有しないこととする）。

　６　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は任期が満了後に前に退任した代議員の任期の満了する時期までとする。

　７　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1. 当該候補者が補欠である旨。
2. 当該候補者を１名または２名以上の特定の代議員の補欠として選任するときはその旨及び当該特定の代議員の氏名。
3. 同一の代議員（２名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２名以上の代議員）につき２名以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。

８　第６項の補欠の代議員の選任に係わる決議が効力を有する期間は、前任者の残任期間とする。

９　通常会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

1. 一般法人法第１４条第２項の権利（定款の閲覧等）
2. 一般法人法第３２条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）
3. 一般法人法第５７条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
4. 一般法人法第５０条第６項の権利（社員の代理権証明書面の閲覧等）
5. 一般法人法第５１条第４項及び第５２条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
6. 一般法人法第１２９条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）
7. 一般法人法第２２９条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 一般法人法第２４６条第３項、第２５０条第３項及び第２５６条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

１０　通常会員は社員総会を傍聴し、議長の許可を得て、意見を申し述べることができる。

１１　理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第１１２条の規定にかかわらず、この責任は、すべての通常会員の同意がなければ、免除することはできない。

第５章 　　社 員 総 会

（構成）

第１２条　社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

（権限）

第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
4. 定款の変更
5. 解散及び残余財産の処分
6. 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
7. 基本財産の処分の承認
8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第１４条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地)

第１５条　この法人の研究大会の開催期間中には社員総会を開催するものとする。

（招集）

第１６条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１７条　社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第１８条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第１９条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
6. 基本財産の処分
7. その他法令又はこの定款で定める事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２３条第１項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）

第２０条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（決議・報告の省略）

第２１条　理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１１条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（社員総会規則）

第２３条　社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第６章 　役　員

（役員の設置）

第２４条　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　２２名以内
2. 監事　３名以内
3. 理事のうち、１名を代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち、４名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２５条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事をもって会長とする。

３　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２３条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第３０条　理事及び監事は、無報酬とする。

（取引の制限）

第３１条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
3. この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３２条　この法人は、理事又は監事の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第７章 理事会

（構成）

第３３条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
4. 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
5. 規則の制定、変更及び廃止

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

1. 重要な財産の処分及び譲受け
2. 多額の借財
3. 重要な使用人の選任及び解任
4. 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
6. 第３３条第１項の責任の免除及び同条第２項の責任限定契約の締結

（開催）

第３５条　通常理事会は、毎年６回開催する。

２　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認めたとき。
2. 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
4. 監事から、一般法人法第１００条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
5. 前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３６条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　代表理事は、前条第２項第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３７条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第３９条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第４０条　理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４１条　理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１５条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（理事会規則）

第４２条　理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第８章 　基 金

（基金の拠出）

第４３条　この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集等）

第４４条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第４５条　基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続）

第４６条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条第２項に定める範囲内で行うものとする。

（代替基金の積立て）

第４７条　基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第９章 資産及び会計

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり（翌年）３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４９条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第５０条この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
5. 財産目録
6. キャッシュフロー計算書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号、第６号及び第７号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、存在する場合は従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び存在する場合は従たる事務所に、さらに社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 会計監査報告
3. 理事及び監事の名簿
4. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
5. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第５１条　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第１０章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第５２条　この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（合併等）

第５３条　この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第５４条　この法人は、一般法人法第１４８条第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第５５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章 委員会

（委員会）

第５６条　この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

２ 　委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１２章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第５７条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第５８条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第１３章 公告の方法

（公告の方法）

第５９条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　公告を行う際のurlは、<http://www.jasca.org>である。

第１４章 附 則

（最初の事業年度）

第６０条　この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成３１年３月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第６１条　この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 ○○○○ ○○○○ ○○○○

○○○○ ○○○○

設立時代表理事 ○○○○

設立時監事 ○○○○ ○○○○

設立時会計監査人 ○○○○

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第６２条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 株式会社○○住 所

設立時社員 株式会社○○住 所

設立時社員 ○○○○住 所

設立時社員 ○○○○住 所

設立時社員 ○○○○

（法令の準拠）

第６３条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人○○○○設立のため、設立時社員株式会社○○外４名の定款作成代理人○○○○は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成○○年○月○日

設立時社員 株式会社○○代表取締役 ○○○○設立時社員 株式会社○○

代表取締役 ○○○○設立時社員 ○○○○

設立時社員 ○○○○

設立時社員 ○○○○

定款作成代理人 住 所

○○○○